

松 監 第 6 0 号
平成 2 9 年 8 月 4 日

松 戸 市 長 本 郷 谷 健 次 様

松 戸 市 議 会 議 長 深 山 能 一 様

松 戸 市 監 査 委 員 伊 藤 智 清

同 三 好 徹

同 石 井 勇

同 鈴 木 大 介

財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て

地 方 自 治 法 第 199 条 第 7 項 の 規 定 に 基 づ き 実 施 し た 財 政 援 助 団 体 等 監 査 に つ い て、
同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り、そ の 結 果 を 次 の と お り 提 出 し ま す。

特定非営利活動法人 まつどNPO協議会

<p>監査を実施した 監査委員名</p>	<p>伊藤 智 清 三好 徹 石井 勇 鈴木 大介</p>
<p>監査の種類</p>	<p>指定管理者監査</p>
<p>監査の期間</p>	<p>平成29年4月26日～平成29年5月22日</p>
<p>監査の対象団体</p>	<p>特定非営利活動法人 まつどNPO協議会</p>
<p>監査の方法</p>	<p>監査対象とした団体の指定管理に係る事務及び経理並びに関係部局の事務が、法令等に準拠し適正に行われているか、また、施設の管理が適切に管理され、協定等の義務は履行されているか等を主眼において監査を行った。</p> <p>監査にあたっては、関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに、関係者に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>
<p>監査の対象事項</p>	<p>○指定管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。 ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 <p>○所管部局(市民部 市民自治課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。 ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。 ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

1 監査の対象

まつど市民活動サポートセンターの管理に係る出納その他の事務の執行状況
(まつど市民活動サポートセンター 松戸市上矢切299-1)

管理代行料 21,169,000円(平成28年度予算)

年度協定締結日 平成28年4月1日

2 監査実施日

平成29年5月22日

3 指定管理者

特定非営利活動法人 まつどNPO協議会 理事長 岩橋 秀高

4 指定管理内容等

(1) 指定期間

平成27年4月1日～平成31年3月31日

(2) 指定方法

公募

(3) 業務内容

- ア 市民活動の場及び機会の提供に関する業務
- イ 市民活動を行う者若しくは団体の相互連携又は交流の促進に関する業務
- ウ 市民活動に係る情報の収集及び提供に関する業務
- エ 市民活動に係る人材育成に関する業務
- オ 市民活動に係る各種相談に関する業務
- カ 市民活動に係る調査及び研究に関する業務
- キ 施設の使用許可及び使用料の徴収に関する業務
- ク 施設及び設備の維持管理(市長が別に定めるものを除く。)に関する業務
- ケ その他市長が必要と認める業務

5 監査の結果

指定管理者

会計経理に係る事務処理及び帳簿並びに証拠書類等はおおむね適切で、効率的に運営されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

報告書類の提出について

報告書類について、提出期日を遅延していたものがあった。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

所管部局

会計経理に係る事務処理及び帳簿並びに証拠書類等は適切で、効率的に運営されているものと認められた。